様式第5号（第5条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　号

年　　　月　　　日

粕屋町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書

　　（申請者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　粕屋町長　　　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日に申請のありました小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付につきましては、審査の結果、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

（却下理由）

（教示）

1　この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算し

て3月以内に、粕屋町長に対して審査請求をすることができます。なお、決定が

あったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2　この決定の取り消しを求める訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、粕屋町長を被告として（訴訟において粕屋町を代表する者は粕屋町長となります。）提起することができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。